

## 検討の進め方等について

### 1 検討の進め方

国の有識者検討会が示す課題に対し、港区の状況や区が捉えている課題（別紙参照）について、各委員から、今後港区の幼稚園教育振興に向けて取り組むべき方向性についてのご意見をいただきまとめていきます。

### 2 各回の想定議題等

	開催（予定）時期	議題
第1回	R7.2.6	・港区の幼稚園の現状等 ・検討の進め方等
第2回	R7.3～4	・検討項目ごとの議論 1 ICTの活用 2 特別な配慮を要する児への指導 3 預かり保育 4 満3歳以上児の教育 5 地域における幼稚園の役割 6 その他
第3回	R7.5	
第4回	R7.7	
第5回	R7.9	・検討会報告書（案）の内容確認

※ 5回でまとめることの困難が見込まれる場合、委員の了承を得た上で、追加開催を検討します。

### 【参考】報告資料の構成イメージ

- 1 検討会概要（背景、設置目的、検討体制）
- 2 検討内容（項目の概要）
- 3 現状と課題（検討項目ごと）
- 4 取組の方向性（検討項目ごと）
  - ※ 議論の結論がまとまらない場合、検討項目ごとに「主な意見」と「論点整理」等を集約
- 5 まとめ（おわりに）
- 6 資料（要綱、委員一覧、開催概要、参考資料等）

項目	(有識者検討会報告書)要旨	区の現状	区が捉えている課題	港区の幼児教育においてあるべき方向性
1 幼児教育施設におけるICTの活用	「国において」、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究等、デジタル環境の整備や支援、弊害やリスク、活用上の留意点について検討が必要。	※一義的に国が担うべき取組 ・区立幼稚園では、幼児の体験を補完するツールとして、タブレット端末や電子黒板機能付きプロジェクター等を活用しています。 ・区立幼稚園では、園務管理や保護者との連絡機能を備えたシステムを導入しています。 ・私立幼稚園に対しては、園務支援システム導入等に係る経費の一部補助を検討しています。	・教育活動の中での効果的なICT活用について、研究や研修を重ね、実践の質を向上するための取組が必要です。 ・預かり保育予約のシステム化等、ICTを活用した保護者の利便性向上を図る取組が必要です。	
2 特別な配慮を必要とする幼児への指導	幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、「国・地方自治体において」、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作りが必要。	・専門的な知識・技能を有する特別支援アドバイザー(臨床心理士等)が公私立幼稚園を訪問し、教員への指導や保護者への助言を行っています。 ・区立幼稚園では、特別な配慮が必要な幼児に介助員を配置しており、私立幼稚園に対しても、介助員配置に係る経費の一部補助を検討しています。 ・区立幼稚園では、外国籍の幼児や保護者に対し、自動翻訳機等を活用しコミュニケーションを図っています。	・特別な配慮をする幼児への対応について、研修等により、教員の理解や指導力の向上を図る必要があります。 ・介助員等について、担い手の確保が課題です。 ・様々な文化的背景を持つ幼児がいることや必要な配慮について、教員の理解促進を図る必要があります。	
3 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育	「国・自治体において」、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。	・区立幼稚園では全園で平日17時までの預かり保育を実施しており、6園で夏季及び冬季の預かり保育を実施しています。 ・令和7年度から、区立幼稚園1園で試行的に平日の預かり保育の時間を17時30分までに拡大するとともに、春季休業中の預かり保育を開始予定です。 ・私立幼稚園では8園で預かり保育を実施しています。	・区立幼稚園に対しては、平日の預かり時間の拡大や夏季等の長期休業中の預かり保育の実施拡大について保護者からの要望があります。 ・幼稚園教育要領では、幼児の心身の負担に配慮し実施することとされており、にじのはし幼稚園での時間拡大の状況等を検証しながら、今後の展開を検討する必要があります。	
4 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続	満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子どもの発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。	・区立幼稚園では、満3歳児保育を実施しておらず、私立幼稚園での実施もありません(令和7年度から私立1園で開始予定)。	・入園時に幼稚園環境へ円滑に接続できるよう、幼児の発達や特性等を踏まえた指導の充実を図る必要があります。 ・満3歳児保育の区立幼稚園での実施については、需要や施設状況、人員配置等の課題を整理する必要があります。	
5 地域における幼児教育施設の役割	・地域の子どもに幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子どもが学びの環境に関わることができるようにすることが重要。 ・幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を發揮することが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。	・区立幼稚園では全園で未就園児の会や降園時間後の園庭開放を実施しており、私立幼稚園においても、園により同様の取組を実施しています。 ・教育委員会では、家庭での養育等の重要性の普及のため、「家庭で大切にしたいことハンドブック」を作成し、保育園や幼稚園等の保護者へ配布しています。	・令和7年度から制度化されることも誰でも通園制度については、需要や施設状況、人員配置等の課題を整理する必要があります。 ・地域の教育のセンターとして、在園児のみならず地域の子どもや保護者により身近に感じ活用していただけるよう、未就園児の会の取組拡大や情報発信の強化が必要です。 ・家庭教育の重要性について、更なる情報発信が必要です。	

## 検討項目に関する現状と課題等について

### 1 幼稚園におけるICTの活用について

#### (1) 有識者検討会の要旨

- ・ 「国において」、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究等、デジタル環境の整備や支援、弊害やリスク、活用上の留意点について検討が必要。

#### (2) 区の現状

- ・ 区立幼稚園では、幼児の体験を補完するツールとして、タブレット端末や電子黒板機能付きプロジェクター等を活用しています。
- ・ 区立幼稚園では、園務管理や保護者との連絡機能を備えたシステムを導入しています。
- ・ 私立幼稚園に対しては、園務支援システム導入等に係る経費の一部補助を検討しています。

#### (3) 区が捉えている課題

- ・ 教育活動の中での効果的なICT活用について、研究や研修を重ね、実践の質を向上するための取組が必要です。
- ・ 預かり保育予約のシステム化等、ICTを活用した保護者の利便性向上を図る取組が必要です。

#### (4) 港区の幼児教育においてあるべき方向性



## 2 特別な配慮を必要とする幼児への指導

### (1) 有識者検討会の要旨

- ・ 幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、「国・地方自治体において」、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作りが必要。

### (2) 区の現状

- ・ 専門的な知識・技能を有する特別支援アドバイザー（臨床心理士等）が公私立幼稚園を訪問し、教員への指導や保護者への助言を行っています。
- ・ 区立幼稚園では、特別な配慮が必要な幼児に介助員を配置しており、私立幼稚園に対しても、介助員配置に係る経費の一部補助を検討しています。
- ・ 区立幼稚園では、外国籍の幼児や保護者に対し、自動翻訳機等を活用しコミュニケーションを図っています。

### (3) 区が捉えている課題

- ・ 特別な配慮を要する幼児への対応について、研修等により、教員の理解や指導力の向上を図る必要があります。
- ・ 介助員等について、担い手の確保が課題です。
- ・ 様々な文化的背景を持つ幼児がいることや必要な配慮について、教員の理解促進を図る必要があります。

### (4) 港区の幼児教育においてあるべき方向性

### 3 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

#### (1) 有識者検討会の要旨

- ・ 「国・自治体において」、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

#### (2) 区の現状

- ・ 区立幼稚園では全園で平日 17 時までの預かり保育を実施しており、6園で夏季及び冬季の預かり保育を実施しています。
- ・ 令和 7 年度から、区立幼稚園 1 園で試行的に平日の預かり保育の時間を 17 時 30 分までに拡大するとともに、春季休業中の預かり保育を開始予定です。
- ・ 私立幼稚園では 8 園で預かり保育を実施しています。

#### (3) 区が捉えている課題

- ・ 区立幼稚園に対しては、平日の預かり時間の拡大や夏季等の長期休業中の預かり保育の実施拡大について保護者からの要望があります。
- ・ 幼稚園教育要領では、幼児の心身の負担に配慮し実施することとされており、にじのはし幼稚園での時間拡大の状況等を検証しながら、今後の展開を検討する必要があります。

#### (4) 港区の幼児教育においてあるべき方向性

## 4 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

### (1) 有識者検討会の要旨

- ・ 満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連續性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連續性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

### (2) 区の現状

- ・ 区立幼稚園では、満3歳児保育を実施しておらず、私立幼稚園での実施もありません（令和7年度から私立1園で開始予定）。

### (3) 区が捉えている課題

- ・ 入園時に幼稚園環境へ円滑に接続できるよう、幼児の発達や特性等を踏まえた指導の充実を図る必要があります。
- ・ 満3歳児保育の区立幼稚園での実施については、需要や施設状況、人員配置等の課題を整理する必要があります。

### (4) 港区の幼児教育においてあるべき方向性

## 5 地域における幼児教育施設の役割

### (1) 有識者検討会の要旨

- ・ 地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。
- ・ 幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮することが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

### (2) 区の現状

- ・ 区立幼稚園では全園で未就園児の会や降園時間後の園庭開放を実施しており、私立幼稚園においても、園により同様の取組を実施しています。
- ・ 教育委員会では、家庭での養育等の重要性の普及のため、「家庭で大切にしたいことハンドブック」を作成し、保育園や幼稚園等の保護者へ配布しています。

### (3) 区が捉えている課題

- ・ 令和7年度から制度化されることも誰でも通園制度については、需要や施設状況、人員配置等の課題を整理する必要があります。
- ・ 地域の教育のセンターとして、在園児のみならず地域の子どもや保護者により身近に感じ活用していただけるよう、未就園児の会の取組拡大や情報発信の強化が必要です。
- ・ 家庭教育の重要性について、更なる情報発信が必要です。

### (4) 港区の幼児教育においてあるべき方向性